

第十六回 参議院通商産業委員会會議録第五号

昭和二十八年六月二十二日(月曜日)午後一時五十分開会

委員の異動

六月十九日委員松浦定義君辞任につき、その補欠として武藤常介君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 松本 昇君
加藤 正人君
三輪 貞治君
小松 正雄君

委員

石原幹市郎君
黒川 武雄君
西川弥平治君
酒井 利雄君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
藤田 進君
山口 重彦君
團 伊能君
白川 一雄君

國務大臣 岡野 清豪君
通商産業大臣 岡野 清豪君
政府委員 通商産業 古池 信三君
政務次官 石原 武夫君
通商産業大 臣官房長 重工業局長 葦沢 大義君

通商産業省 川上 為治君
鉱山局長 常任委員 林 誠一君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞寿君
常任委員 小田橋貞寿君

本日の会議に付した事件

○通商及び産業一般に関する調査の件(通商産業政策の基本方針に関する件)
○武器等製造法案(内閣送付)
○中小企業金融公庫法案(内閣送付)
○参考人の出頭に関する件
○鉱業法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(中川以良君) 只今より通商産業委員会を開きます。

最初に委員長から政府側に特に申し上げたいのでありますが、本日は一時から委員会を開催することになりました。先般の委員会では月水金の定例日をきめておりました。政府側に御迷惑をかけるまいと、殊に重複をしないよう、政府委員の御出席を求めるといふような段取りも決定したわけでございます。然るにかかわらず、今日のごときは、一時間近くになります。大臣はいろいろ予算関係で御多忙であつたかも知れませんが、政務次官その他の関係の局長も全部お見えになつておらんといふやうなわけで、折角熱心に各委員が審議されておりますのに、かようなこと

では今後誠に思ひやられますので、これからどうぞ時間を厳守して頂きまして、委員会の誠意も十分酌んで政府側も対処して頂きたいと思ひます。念のため御注意申上げておきます。それでは、本日は最初に通産大臣より通商産業政策の基本方針について説明を聴取いたします。

○國務大臣(岡野清豪君) お忙しいところ大変お待たせいたしました。誠に恐縮に存じます。今後よく政府委員と連絡しまして、そういうことのないように注意いたします。

我が国経済の現況及び経済政策の大綱については、本国会冒頭の経済演説において申述べましたので、ここでは通商産業省として当面する問題を中心にして、多少具体的に私の見解を申し上げたいと存じます。

通商産業政策の重点は、第一に、輸出の振興により生産水準及び国民生活水準の維持向上を図り、第二に、これがため産業基盤を強化すると共に、産業の合理化、近代化を徹底し、特に工業技術を振興して少くともこれを諸外国と同水準に到達させることにより生産費の低下、品質の向上を図り、第三に、国際収支の均衡達成を目標として輸入の節減と国内自給度の向上を図ると共に、第四に、景気変動のしがらみせられ勝ちな中小企業に對し強力な助長育成策を推進することにあると考えます。

輸出競争の激化と特需の漸減傾向が予想される今日、我が国の経済にとつては正常貿易によりその規模を拡大することが焦眉の急務であると考えられるのでありまして、従来にもまして官民共に輸出第一主義に徹する必要があると確信するものであります。これがためには、先ず経済外交の強力な推進により、協定貿易乃至互恵貿易の拡大、相手国の輸入制限の緩和等に努力すると共に、賠償問題の円満な解決、ガットへの早期加入、通商航海条約の締結の促進に努めることによつて差別関税、入国、入港制限その他輸出阻害の国外的要因の打破、是正を図りたいと考えます。

なおこの機会に申述べたいことはポンド対策問題であります。即ち昨年六、七月頃一億二千万ポンドを上廻つていた我が国のポンド保有高は、その後御承知のごとくポンド地域諸国の対日輸入制限と我が国の輸入買付の進展とにより逐次減少し最近三千万ポンドを割るに至つております。政府としてはこれに対処して本年二、三月頃より英國側と折衝を行い、その輸入制限の緩和とポンドとドルの交換率及び非ポンド地域との間におけるポンドの振替使用についての了解とを取りつける等の措置を講じ、重要物資の輸入削減の事態に陥らざるよう努力して来たのであります。今後はなお一億七千万ポンドの受取を保障するといふ前述の了解の履行確保につき十分努力を払うと共に、要すれば、同地域内

先ず第一の輸出の振興対策であります。が、朝鮮休戦の見通しに伴う國際的

各国との個別折衝をも考慮している次第であります。以上ポンド貿易に關して申述べましたが、更に最近には中華民国、西独、アルゼンチン、スエーデン、パキスタン等との貿易拡大のための新協定を締結し、又近頃インドネシヤとも協定更改の正式交渉に入りたいと考えております。

次に東南アジア、中南米、中近東等市場として将来有望な地域に對しましては、通商使節団の派遣、技術者の交流、信用の供与等市場開拓のため有効と認めるあらゆる方策を実施する必要があり、特に東南アジアについては、その民族感情と融和し得るような方式を通じてそれらの工業化計画に積極的に協力し緊密な經濟關係を結ぶことに努めたいと考えであります。なお従来我が国として比較的勢力の不足してはいたと思はれる海外宣伝活動についてはこの際特にこれを強化する必要があると考えます。以上のようない地から本国会には輸出入銀行法及び設備輸出為替損失補償法の改正を提案すると共に「貿易斡旋所」及び「機械技術相談室」の新設、技術者交流の促進等に要する経費等を予算案に増額計上した次第であります。

次に輸出阻害の一因は輸出競争力の弱体性による面が少なくないので、一部物資に見られる価格の高値は正に格段の努力をいたしたいと考えます。即ち一般的には、税制改正及び財政資金の重点的効率的投入と相俟つて企業合理化を一段と推進し、又低廉な原材料

の輸入確保に一段と努力いたしたいと考へております。

次に貿易商社の強化対策も国際競争力強化の見地から重視すべきでありまして、その第一歩として今般税制改正によりその資本力の強化と海外支店網の整備を企図すると共に、金融面においてもその経営の安定を図つておる次第であります。

又輸出入取引の秩序を確立し過当競争の弊を除去するために、輸出取引法の大改正を提案することによりましては法案が完成いたし次第別に御説明を申し上げます。

最後に輸出振興を一段と積極化するために、業界の輸出意欲を振起するため輸出に適した経済環境の醸成を図る必要を痛感するのであります。これのため、綿紡について、新たに輸出入リンク制を採用し輸出の一層の促進に資しましたことと今後は可能な限り他の品目についてもこのような輸出入リンク的な考え方を拡大し、又、パター取引方式も正常輸出に支障なき限り大幅に取上げたいと考へます。

その他現行の輸出信用保険制度についても、補率の引上、適用範囲の拡大、保険料の引下等大幅な改善を加える方針で努力するつもりであります。最後に中央貿易につきましても、しばしば申述べたごとく国連協力の枠の許す範囲内で極力輸出制限の緩和に努めたいと思ひます。

第二の問題は電源開発、石炭、鉄鋼等の基幹産業を中心とする産業基盤の強化と企業の合理化の徹底とであります。この問題は金利の引下、金融の円滑化、税制改正等関連する問題が多い

のでありますが、これ又各各々各種の機会でご申述べておりますので、繰返しを省略させていただきますが、特にこの際申述べたいは独占禁止法の運用に關する問題であります。即ち今般、先国会で審議未了となつた旧改正案の線をおおむね踏襲して独禁法改正案を提案いたしたのでありますが、その改正案で容認させるカルテル中不況カルテルについては、物価水準の引下が輸出振興の根本的要請の一つとなつて現況に鑑み、一部の人が期待しているように安易な態度で不況カルテルを認可すべきではないと考へております。半面合理化カルテルについては、その内容に新規に生産分野協定を追加いたしましたし、又運用上もこの種のカルテルは積極的に容認いたしたい方針であります。

次に企業合理化に關連して特に申し上げたいは工業技術の振興についてであります。我が国における工業技術は外国技術の導入と合理化機械の輸入とによつて漸次改善されつつありますが、なお欧米の先進諸国に比してかなり立遅れているのみならず、これらの諸国においても巨額の研究費を投入することによつて日進月歩の勢にあるのであります。勿論従来からも、企業の研究費に対する税法上の優遇措置、各種の研究助成金制度、新技術の工業化に対する財政資金の融資等の施策がとられては来ましたが、今後この線に沿つて一段と努力いたしたいと考へます。

第三は、国際収支の均衡達成を目標として輸入の節減、自給度の向上を図ることです。即ち差当り協定貿易の遂行と輸出入材料の確保に支障がない限り、従来に引続き一層奢侈的輸入を抑制すると共に、将来の外

貨節約に備えて合成繊維その他国産原料による新規産業に対しては財政資金の投下を増額し一層その育成を図る所存であります。

最後に中小企業問題に關する所信を申述べます。今更申すまでもなく、我が国経済に占める中小企業の地位は、輸出産業として、重要産業の関連部門として、又生活必需品供給部門として、質的量的に極めて重要なものがあります。更に又国民生活の調和的発展のためにも、国民経済の民主的運営のためにも、中小企業問題は一日もゆるがせにできないものであります。ただ中小企業はその規模、業種において複雑多岐に亘り画一的な施策を以て律し切れないものがあるのみならず、施策の連動的成果を期したいものがあると思ひます。従つて金融対策、安定対策、組織化対策、合理化対策に關する各種の施策を、規模、業種の実体に応じつつ断続的熱意を以て推進する必要があると確信いたします。

先ず金融対策としては、本年度予算案において、財政資金百八十億円を計上し、中小企業金融公庫の新設と国民金融公庫の強化拡充により、長期資金の資金源の拡大と零細金融の円滑化を図る方針であります。又商工中金についても、商工中金債の資金運用部引受の促進と国庫余裕金の引揚緩和とに努力し、地方財政資金の活用と相俟つて組合金融の発展を図りたいと存じます。なお地方銀行、中小企業専門機関を主力とする市中金融の円滑化を期して、中小企業信用保険法にも所要の改善を加え、又信用保証協会の法制化をも準備しておる次第であります。又安定対策としては、中小企業安定

法の適切な運用と融資斡旋の積極化を図つております。

なお、中小企業対策の究極の目標は、その一般的经营水準の引上にあるのであります。これがためには中央地方を通ずる助成策として企業診断方式の強化により、個々の企業の合理化を進めると共に、協同組合法の適切な運営、協同組合の共同施設に対する国家及び地方財政資金による効率的な補助、商工中金の機能の拡大等によつて組織化の量的拡大と質的充実を図つて参りたいと考へます。

以上を以ちまして私の説明を終りたいと存じます。

○委員長(中川良蔵君) 皆様にお諮りを申し上げます。実は衆議院におきましては本日より予算委員会の質疑が開始されておりますので、岡野通産大臣はそのほうに出席しておられましたのを無理矢理にこちらへ只今来て頂いたわけでございますが、只今予算委員会より一刻も速かに出席をするようにと言つて督促して参つておりますので、本日は一応この御説明を伺つただけにしておきまして、来る水曜日に大臣と又打合せをいたしまして時間をきめまして、予算委員会がございまして、こちらに一応御出席を願つて、皆様がたの御質疑にお答えをして頂きたいと考へておりますが、従つて本日はこれで御退席を願うことに差支えございませんか。

○委員長(中川良蔵君) それでは一つ明後日又繰合はしてお願ひいたします。なお只今の御説明は至急プリントに作りまして、皆様がたに差上げること

にいたします。

○委員長退席、理事松本昇君委員長席に着く

○理事(松本昇君) 委員長がちよつと用事ができましたので私が代ります。それでは法案については去る六月十八日附審議を付託されました武器等製造法案及び中小企業金融公庫法案の提案趣旨の説明を求めまして、次いで前回同委員会において趣旨説明のありました銃業法の一部を改正する法律案の審議を行いたいと存じます。

○政府委員(重沢大藏君) 武器等製造法案提出の理由を御説明申し上げます。

武器の製造につきましては、終戦直後の昭和二十年十月十日よりボツダム共同省令「兵器、航空機等の生産制限に關する件」によりまして全面的に禁止されておりましたところ、このボツダム共同省令の改正により昨年四月九日から武器の製造は例外的に許可されるようになりました。

特に昨年五月頃から駐留軍の武器の発注額が相当額に上りましたため、いわゆる特需としての武器の製造は、漸く活発となつて参りました。然るに先に述べましたボツダム共同省令は、昨年十月二十四日を以て失効したため、その後の武器の製造については法的規制がなく、公共の安全を維持するため、何らかの措置をとる必要を生じて参りました。而もこの間にあつて、関係業界の受注に対する熱望は、ややもすると濫立の弊害を示す傾向さへ見受けられる事態に立至つております。このような情勢に鑑みまして、速かにこの法の空白状態をなくしますと共に、武器生産の混乱から来る国民経済への悪影響を避けるため、武器製造事

業について規制を加える必要があると
考へ、第十五特別国会に武器等製造法
案を提案いたしました。国会解散の
ため審議未了となりましたため、こ
に再び武器等製造法案を提案いたしま
した次第であります。

以下この法律案の主な点につきまし
て大略を述べます。

第一にこの法律案は、公共の安全を確
保するため、武器及び銃銃等の製造販売
その他の規制を行うだけではなく、武器
製造事業について、国民経済との均衡を
失わしめず、この事業の濫立による弊
害を排除し、或いは又海外に対する政
治的配慮などの理由から余りに製造能
力が過大となることは厳に抑えなけれ
ばなりませんので、武器製造事業は許
可を要することとし、その製造能力を
必要限度にとどめることにしました。

第二にこの法律案の適用を受けるも
のは、武器については、銃砲、銃砲
弾、爆発物等、公共の安全を確保しま
すと共に事業の調整を行う必要が特に
大きいものに限定し、又銃銃等につい
ては公共の安全の確保という観点から
選定いたしました。

第三に武器製造事業の許可制と並行
して、武器の製造、販売等を行う者の
契約の内容を届けさせ、契約が不当な
ものであるときは、戒告することが
できることにし、不正な競争が生
ずるのを防ぐことといたしました。

なお、この法律案は前国会において
御審議を願いました法律案に検討を加
えた結果工場移転の取扱等について
若干の修正を加えております。

以上がこの法律案の提案理由及び主
要な内容の概略であります。何とぞ慎
重御審議の上、速かに御可決あらんこ
す。

とを切望いたします次第であります。

〔理事松本昇君退席、委員長着席〕
○委員長（中川以良君） それでは次に
中小企業金融公庫法案につきましては提
案理由の説明を聴取いたします。古池
政務次官。

○政府委員（古池信三君） 只今提案に
なりました中小企業金融公庫法案につ
きまして、提案の理由及びその概要を
御説明申し上げます。

先ず提案の理由について御説明申上
げます。

我が国経済の自主体制を確立するた
めには、その基盤をなす中小企業の振
興を図ることが目下の喫緊事でありま
すが、このためには、その必要な設備
資金及び長期運転資金を積極的に導入
することが刻下の急務であることは言
を待たないところであります。然るに
かかる資金は、長期且つ或る程度低利
であることを必要とする関係上、一般
金融機関の融通に待つことは困難であ
り、従つて国家資金により調達する必
要があるのであります。

ここにおいて、昨年末、衆、参両院に
おける国家資金による中小企業長期資
金融通制度の創設に関する御決議に即
応し、中小企業者に対する長期金融の
特別な恒久的政府機関として中小企業
金融公庫を設立しようとするものであ
ります。これが本法案を提案した理由
であります。なお特別会計によらず、
公庫を設置することとしたしましたの
は、農林漁業金融公庫の例に倣ひ長期
貸付の責任の所在を明確にすることと
業務の円滑な遂行を期せんとすること
のためであります。

次に本法案の概略を御説明申し上げます。

先ず中小企業者に対する長期資金の
融通を目的として中小企業金融公庫を
設置し、これを法人とするものであり
ます。これが資本は全額を政府出資と
し、その金額は一般会計からの出資金
百億円と産業投資特別会計からの出資
金との合計額であります。

業務につきましては、中小企業者に
対する設備資金又は長期運転資金の貸
付を行うのでありますが、その業務の
一部を金融機関に委託することができ
るものとしております。貸付限度は一
企業者当り、貸付累計一千万円以下、即
ち中小企業等協同組合、調整組合又は
調整組合連合会については特に三千万
円以下、貸付金利は年一割、償還期限
は一年以上最長五年、据置期間は一年
以内を予定しておりますが、これら貸
付に関する業務の方法及び業務委託の
基準は業務方法書に記載することとし
ております。なお業務方法書、事業計
画書等の主要事項については主務大臣
の認可を要するものとして行政との密
接な関連を保持せしめることとしたし
ております。

役員については、総裁及び監事は政
府任命とし、理事の任命についても主
務大臣の認可を要するものとしており
ます。会計については「公庫の予算及
び決算に関する法律」の定めるところ
により、大体、国の予算及び決算に準
じて取扱をするものとし、利益金を生
じた場合は、全額を公庫に納付するも
のとしたしております。なお、公庫は
政府から資金の借入をなし得るものと
し、今後の政府の追加出資と共に貸付
の財源となし得ることとしたしてあり
ます。

以上が法案の内容の概略でありま
す。何とぞ慎重御審議の上速かに御可
決賜りますようお願い申し上げます。次
第であります。

○委員長（中川以良君） 両法案とも、
本日は一応提案理由の説明の聴取に
とどめておきまして、次回よりこれの
質疑に入りたいと思つております。つ
きましてはこの法案を審議いたしま
する過程において、これに関連をいた
しますところの産業団体並びに業者
等の参考意見を聞きましたほうがよい
ように存じます。参考人としてそ
ういうような人々を招きまして参考意
見を聴取いたしますことに差支えこ
ざいませぬでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長（中川以良君） それでは適
当な時期に参考人を呼ぶことにいた
しまして、この参考人につきまして
は、一応委員長が理事とお諮りいたし
まして、決定をいたしたいと存じま
す。それで差支えございませぬで
しょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長（中川以良君） なお御意見等
ございまして、私のもととなり、理事
諸君のもとにお申出を頂きたいと存
じます。それではさうに取計らうこ
とに決定をいたします。

○委員長（中川以良君） 次に前回の委
員会におきまして趣旨説明のございま
した鉱業法の一部を改正する法律案に
つきまして質疑を行います。質疑のお
ありのかたは逐次御発言をお願いいた
します。

それでは委員長より一点お伺いをい
たしたいと存じます。今回の改正法律

案によりますると、改正要綱の第一点
といたしまして、鉱業と他の公益との
関係につきまして、社会の実情により
適応した調整方法を採用することが奉
げられております。具体的に申します
ならば、第三十五条の改正によりま
して、公益のためにする鉱業出願不許
可の要件といたしまして、新たに文化
財、公園、温泉資源の保護に支障を生
ずる場合を追加をいたしております。
又第五十三条を改正をいたしまして、
公益のためにする鉱業の減少の処分又
は鉱業権の取消の要件といたしまし
て、第三十五条の追加要件を追加いた
しますことになつております。これは
鉱業権の立場から見ますれば、公益
の名において一種の後退であると言つ
て差支えないと思ひます。勿論第五十
三条の二によりまして、あとの場合、
国が損失補償をなすことに追加規定を
いたして、法文上は一応バランスをと
つておるのでございしますが、果して
国の損失補償が、これら鉱業権者に対
しまして経済的にも鉱業権の損失を十
分にカバーをすることができるとどう
かというところが非常に疑問であり、こ
の点関係業者間において不安を感じて
おりますところとございします。従来
においても鉱業法と文化都市建設法、
文化財保護法との間にいろいろの問題
を起しておるのでございしますが、こ
れはすでに御承知の通りでございま
す。

この間これら法律がおの／＼錯綜い
たして競合の形になつておるので、こ
際これら法律によつて、鉱業権が圧
迫されておりますような事実、並びに
これが解決策につきましては、通産当
局としてはどういふに今後考へて

おられるか。殊に文化都市建設法、文化財保護法等の改正もこれに伴つて行わるべきではないかというふうにも存するのでございますが、この点に対する一つ当局の御所見を承わりたいと思います。

○政府委員(川上為治君) 現在の鉱業法におきましては、この第三十五条におきましても、又第五十三条におきましても、文化財とか、或いは公園とか、温泉というような問題は、はつきりいたしておりませんので、従いまして文化財とか或いは公園というものは除外いたされていたわけであります。今回におきましては、これをはつきり取入れるということにいたしましたのでありますけれども、この三十五条なり或いは五十三条等の改正によりましては、なお特に文化財との関係につきましては、十分法律的に或いは運営的に調整できない点があるのではないかと私どものほうでは考えておるわけであります。即ち現在国立公園につきましては、国立公園法によりまして、特別の地域等の指定は厚生大臣が、国立公園審議会の意見を聞きましてこれを指定いたすことになります。指定をいたしますというところ、その地域につきましては、鉱業の採掘はできないということに相成つておるのでありますけれども、この国立公園の指定の關係につきましては、今申し上げましたように、審議会というのをごいまして、その審議会におきましては農林、通産、運輸等の各省の職員も委員として参加いたしておりますし、又そのために關係行政官庁間の連絡は相当緊密に行われております。従いまして、鉱業権と、この国立公園の特別地域につきましてこの

調整につきましては、十分に調整が行い得る状態になっております。若し協議が各省の間につきません場合におきましては、或いは次官会議、或いは閣議というような機関もありまして、それによりまして調整されるような恰好になつております。従いまして、そういうような経緯によりまして、国立公園の調整におきましては両者間に十分の調整が行われまして、鉱業権の問題と、それから特別地域との調整は相当よく行い得ると考えられておるわけでありました。又国立公園の關係につきましては、損失の補償の制度がありまして、鉱業権の取消が行われますというと採掘ができない場合におきましては、鉱業権者の損失を補償することの規定がありますので、そういうような關係から申しまして、国立公園の關係におきましては大体において円満に行われておるということが言えると思うのであります。現在までいろ／＼問題がありまして、結局のところ両者内ではいろ／＼話し合ひしまして協議もできまして、それで比較的円満に行つてゐるということが言われているのであります。それから同じような問題につきましては温泉法關係がございしますが、温泉法でも道府県の知事は土地の掘鑿が温泉に著しい影響を及ぼす場合には、その影響を阻止するに必要な措置を命ずることができるのであります。が、この際におきましても、あらかじめ土地の採掘を許可又は認可しました行政官庁に協議しなければならぬということになつておりますので、その際例えば鉱業権の問題につきましては、この都道府県知事は、行政官庁であります地方通産局なり、そうした方

面と十分連絡をとって許可をするというところになっておりますから、事前に十分の打合せがあるわけでございまして、そのために鉱業権とこれらの温泉のほうという二つの問題を起すことが少なく、比較的円満に片付いているということが言えるのではないかと思うのであります。その他例えば農地法とか或いは森林法或いは海岸地区の法律を出されるというような話を聞いておりますが、海岸保全法案とか或いは自然公園法案とか、そういうようなものにつきましても、大体におきまして鉱業権との調整を十分に考えまして法律案は考えているようでございます。ところが、大体殆んどこれだけではないかと思うのであります。文化財方面につきましてはこれは三、四年前に法律ができてまして、現在施行されているのであります。文化財保護法によりまして文化財保護委員会というのがあります。この文化財の指定をすることになっております。この文化財の指定を委員会におきまして指定します場合におきましては、別に公聴会とか、或いは審議会とか、そういうようなものはないのであります。この委員会におきまして勿論その下に専門審議会のようなものがありますけれども、その審議会の意見を聞きまして、委員会が独立の権限を以て指定いたしておるわけであります。この委員会は、文部省の一応所管にはなっておりますけれども、丁度昨年までありました公益事業委員会と同じような性格を持つているのではないかと思うのであります。従いまして、ここで指定されますという、今まで

鑑業権を持ちまして採掘しております。たものが、これがいきなり採掘を休止しなければならぬような状況になるわけです。勿論その際におきましては、原状復旧の申請というのが、回復の申請というのができるのであります。で、その申請を鑑業権者が行いますという、場合によりましては或る程度に協議するとかというような法律上の制度もなくして、この委員会におきましてその指定をし得る状況になっております。こういう点につきまして、法律的な若干の不備があるのではないかと、私どものほうでは考えておるわけであります。そして一遍指定しますという、先ほど申し上げましたように原状復旧の申請はできますし、それによつて、場合によりましてはその委員会です。それを認められんということはあるかとも知れませんが、一旦指定しましたことに對する損害賠償と申しますか、損失補償の制度は別にないわけであります。従いまして、一面から見ますと、鑑業権者にとりましては、非常に不利な立場にあるわけであります。私どものほうとしましては、特にこの文化財の方面につきましては、そういう制度になっておりますからして、何とかして文化財保護委員会のほうに十分にこちらの立場を説明いたしまして、そして是非とも鑑業権を認めてもらひまして、採掘が必要な限りできるように、いろいろ連絡を今日までとつてやつて参つておるのでありますけれども、

も、遺憾ながら今申上げましたように法律的な点、或いは運営的な方面におきまして若干のほかの国立公園法とか、或いは温泉法とか、そういうものと違つた点がありますので、十分な連絡をいたしますといひましても、なか／＼うまくその点が行きませずに、勢い指定が、協議が整わないままに先に行われられて、いろ／＼地方におきまして問題を起しているという点がないでもないわけであります。従ひまして、私どものほうとしましては、先ほど申上げました温泉法とか国立公園法とか、そういうような方面につきましては或る程度円満にこれが行えておりますので、別段これをもつとよく改正してもらいたたいというようなことは、今のところそれほど考えておりませんけれども、文化財の方面につきましては、何とかそすういう方面につきまして法律的な点について考えてもらわなければ、今後に於きましては相当いろ／＼な問題を起すのではないかとというふうなふうに考えられます。先ほど申上げましたように、たとい今回第三十五条、第五十三条の改正をいたしたといたしまして、現在の文化財保護法そのままでありますといふと、なか／＼その辺の調整はとり得ないのではないかというふうなふうに考えておるわけでありまして、この辺の調整につきましては、文化財保護委員会のほうとも十分連絡をとります、何とか調整して頂きたいといふようなふうに考えております。

○委員長（中川、以寛君） 御質疑はありませんか。

○西田隆男君 改正される条項の中に、「公共の用に供する施設」の下に於て、

「若しくはこれに準ずる施設」と書いてありますが、これはどういうことを意味しているか、これが一つ。

それから将来鉱業権が設定される場合においては、この法律によつて大きな紛争を惹起することがないようにできるだろうと思うのですが、現在設定されている鉱業権の中で、この法律の規定を適用して紛争の解決をしなければならぬというのが現在どれくらいあるか、それを一つ御説明願いたい。

○政府委員(川上為治君) この第三十五条の「若しくはこれに準ずる施設」と言いますのは、今申し上げましたように、保健衛生上害ありとかいうような例が一つ出ておりますが、公共というのは相当広く解釈していいんじゃないか。いわゆる非常に狭い意味の公共でなくて、相当広い意味の公共の施設というふうに解釈したいと考えるのであります。

○西田隆男君 あとのやつと一緒に、如何ですか。

○政府委員(川上為治君) それから取消の問題について、今直ちにこの法律を改正しましたことによりまして、すぐこういうような措置をとらなければならぬかという点につきましては、従来この鉱業法に基づいて取消を行ってきた例は殆んどありませんので、今までの問題で、すぐどうこうという問題はないのであります。今までの指定いたしましたのは、先ほど申し上げましたように、文化財保護法に基づく規定というふうなものによつて鉱業権が変更されなければならぬ。鉱業権の取消と申しますよりも、鉱業の採掘ができないうという状況になりますので、まあ取消されたことと同じなんです。

が、それは文化財保護法に基いての措置でありまして、従来の鉱業法に基いてのそういう問題ではありませんので、文化財保護法についての改正なり、そういうようなことによつてその問題は解決する以外に方法はないというふうに考えております。

○西田隆男君 私が聞きましておりますのは、現在設定されている鉱業権の中で、この法律で規制を受けて紛争を解決せねばならないようなものが現在どれくらいあるかということ、第二の二を聞いています。

○政府委員(川上為治君) 今までのところでは一件もないことになつております。ただ将来におきましては、そういう問題が起つて来るのじゃないかと考えられます。

○西田隆男君 それから前段の公共の用に供するもの及びこれに準ずるものという範囲に關してですが、鉱業法の審査のときも十分問題になつたんです、鉱業権を設定されたのちにおいて公共の用に供するものができたり、或いはそれに準ずるものができたりした場合にも、この法律の趣旨から行く適用されるように解釈されるのです、その問題を鉱業法、鉱業権そのものを設定する際、そういうことが予測される場合は、それは考え得られると思うのですが、全く予測されないような状態の下において鉱業権が設定されたものであります、或いはそれに準ずるものができたり、或いは文化財保護法に指定するものが発見されたりした場合、この損害の補填の条文中では十分でないと思われませんが、そういう場合は事前に、公共の施設をする、或いは

公共に準ずるような施設をする場合はどういうことでやられるのですか。黙つてやつても何にもならぬのですか。これは地上権と鉱業権の競合ですかね、この場合はどういうようなことになつておりますか。

○政府委員(川上為治君) 只今のお話は誠に尤もだと思つていますが、それ以前に何かそういうものを作らさないようにする方法はないかという点から申しますとまだ不備ではないかという点になるわけでありまして、今までは現在におきましてはそういう点までは考へていないのであります、そのあとで問題が生じたときに、鉱業権が取消されるというような場合に、現在におきましては何ら救済の規定が鉱業法にはありませんので、従いまして損失補償の規定を入れたという考えでございます。

○西田隆男君 一応あなたのお話はわかるのですが、鉱業権を設定する場合は万全の注意を払つて鉱業権の設定がなされるわけなんです。従いましてそのものにこの法律の適用を受けるようなことが若し起きるとすれば、それは鉱業権にとつては大変な侵害になるわけですね。絶対不可欠の要件である施設ができたり或いはそれに準ずるような施設ができたり場合はこれは止むを得んと思つていますが、そういう施設をなされる場合において何らかの鉱業権を設定して鉱業権のあつたもの、若しくは鉱業権を設定した権限を有する関係各省といふものと事前に何か協議するよな規定が設けられなければ、これは

無制限に鉱業権が侵害されるというように一応解釈されますね。

○政府委員(川上為治君) 従いまして先ほど申し上げました国立公園法に基く特別地域の設定とか或いは温泉法の関係の問題とか或いは文化財の指定の問題とか、そういうような非常に大きな施設、大きな地域に亘るようなものにつきましては事前に協議をして何とかその指定をする場合におきましては鉱業権と十分な事前の調整が行い得るようなことにしたいというふうに、又現実にはそういうふうになつていてもあるわけですが、例へば半校とか或いは病院とか、そういうようなものにつきましては今のところは考へていないのであります、結局あとで事後の問題になるのじゃないかというふうなふりに考へておりますが、なおそういうような問題につきましては相当よくよくおきまして問題が起るというふうなことでございまして、そういう施設をする場合はあらかじめ各省間において十分な協議をするというふうなことにしたらどうかと思ひますけれども、今のところはその点は考へておりません。

○西田隆男君 これは文化財保護委員会の話を今さつきされましたが、文化財保護委員会が公益事業委員会と同じような性格を持つておつてどうにも思ふのですが、これと一脈関連があると思ふのは文部省の管轄であり、どうにも通省の間でお話合ひになつて文化財保護委員会法といふんですかね、あの法律は、どういふ名前が知りませんが、その法律改正をこの法律案を出されると同時に

になぜやるように努力されなかつたのか。

○政府委員(川上為治君) 先ほど申し上げましたように、文化財保護法との関係は国立公園法とか、そういうようなものよりも、非常に鉱業権との関係がうまく行つてない。それは法律的な点に或る程度問題があるのじゃないかというところを申し上げましたが、私どものほうとしましては何とかしてこの文化財保護法を事前に協議し得るような、或いはその委員会には連座関係と申しますか、そういう方面の産業関係のエキスパートが参加するとかというふうなふりに、或いは損失補償の規定を設けてもらいたいというふうな点につきまして、いろいろ折衝は今日までいたしております。何分この法律は政府のほうから提案された法律ではなくて、議会のほうから提案された法律でありますので、そのような関係もありますから現在その改正につきましてはいろいろ文化財保護委員会のほうでも、又議会のほうにおきましていろいろ研究されていくと我々のほうでは承わつております。

○西田隆男君 議員提案であつたらうと、内閣提案であつたらうと、悪い法律があれば誰が改正してもいいわけなんです。そういうようなことは監督官庁の通産省が率先して各省と話し合ひをつけ、当然この法律案と共に、文化財保護委員会法の改正法律案は今あなたが言われるような御意見が正しければ出されればならぬことだと思ひますが、これが一つと、それからこの法律案の中で設定される以前になつた公共施設若しくはそれに準ずるようなものという

うのはおかしいが、事前に協議をして、どうしても絶対不可欠な設置する条件がない限り、何とか話し合えるような条件をこの法律案の中に織り込まなければ、これでは余り窮屈過ぎて川上さん自身が困るであろうと思うが、そういう努力をこれからなされたら如何ですか。

○政府委員(川上為治君) 文化財保護法の改正の問題につきましては、先ほども申し上げたように、我々のほうも話し合ひをしておりまして、又議会のほうにもいろいろお話し上げておきまして、何とかして調整が十分できるように法律改正をしてみたいという努力はいたしました。ただその努力が西田さんのおつしやるように、なか／＼我々としてはうまく今まで行っていないのでありまして、これと一緒に法律改正のところで持つて来れなかつたことは甚だ遺憾とするところでありますけれども、我々としては何とかして法律改正をして頂きたいというふうな気持ちを持っておりますが、若しどうしても間に合わないというのでありますれば、あらかじめこれは法律上という規定がなくとも事前に十分協議をして、協議が整つた上で文化財の指定をするというふうなふうに、両方でこの相談をいたしたいというふうな考えを持つております。それからいろいろ／＼な学校とか、病院とか、そういうものにつきまして事前に協議をいたしまして、事前にちゃんと話をしておくというふうな措置をとるべきだというふうなことにつきましては誠に尤もだと思ふのであります。

すけれども、いろいろ／＼な学校、病院とかいろいろ／＼な問題があると思ふので、成るべく法律を改正しなくても何とかその話し合ひによりまして問題が起きないように持つて行ける方法はないかというところもいろいろ／＼考へておりますが、非常にいろいろ／＼で問題が起りますれば、私はやはり法律改正をして、そういうふうな場合におきましては事前に話し合ひをつけておくというふうなことにしておいたほうがいいと思ひますけれども、今のところは今回出した改正法律案におきましては実はそこまでは考へていなかったわけでありまして、なお今回の改正法律案は、一応極めて非常に問題になりましたものだけに、特に出したものでありまして、全般的な鑑業法の改正につきましては、この次の機会に私どものほうとしては譲りたいというふうに考へております。

○西田隆男君 今の川上さんのお話を聞いて尤もと思ふのですが、この法律案が最終の段階に至るまでの間でこの二つの問題をも一つ明確にして、委員会一つ御説明御答弁を頂きたい。

○小松正雄君 この文化財というところにつきましてお伺いしたいと思ひますが、今現在石炭採掘をやつております鑑業権内に文化財というものがあつたというところがございますかどうかお聞きしたい。

○政府委員(川上為治君) 今採掘しております石炭関係の方面につきましては、文化財の指定と競合しておるものは殆んどないというふうに聞いております。むしろほかに鑑業権でいろいろ／＼問題が起つております。例えば九州の小倉の近

くにあります平尾台の石灰石の山、これは非常に問題になつておりますが、これでありまして、或いは秋田、山形方面におきます北投石の問題、これが指定されて、これと硫黄の採掘の関係、そういう関係が非常に問題になつておりますが、石炭の採掘の関係につきましては、非常に大きな問題は今のところ聞いておりません。

○小松正雄君 文化財という材料の種類というものはどの種類ぐらいございますか。

○政府委員(川上為治君) 私は文化財のほうの専門ではありませんからよく知りませんが、非常にたくさんございまして、土地の地域の問題でありますとか、或いはいろいろな器物のものでありますとかいろいろ／＼な方面に文化財といふのは、恐らく非常に小さいものも非常に大きいものも非常にたくさんあると考へております。

○小松正雄君 そこで石炭採掘に關しては何かそういう文化財といふものはないかというふうに言われましたが、最近ではこの石炭を採掘する上層部、上のほうに、泥と申します赤土と申しますか、そういう粘結的な粘土の層があるものがあつたり、或いは又岩石があるが、そういうものの中からもいろいろな物を液化したために文化財等とされるというふうなことを聞いておりますが、そういうことはお調べになつたことはありますか。

○政府委員(川上為治君) 実は余りそう詳しく調べておりませんが、恐らく今後におきまして、やはり文化財といふのを／＼指定して参りますといふと、石炭採掘の関係におきましても、今お話になりましたような問題が

私は出て来るのじやないかと考へられます。

○小松正雄君 そこでさつき西田先輩から鑑業権という点について御心配があつたことに關連してであります。この法案が最後の段階に至るまでに、資料といひますか、西田委員の要求の資料を出されるに、今私の要求しておりますもの、文化財といふものはどういふものであるかといふこと、どのくらいあるかといふことも一つ加えて出して頂きたいといふことをお願いしておきます。

○政府委員(川上為治君) 承知いたしました。

○國伊能君 次期に機会がございしたら、只今の鑑業採掘物と文化財といふような関係は極めて私は薄いと思ひましたが、實際上文化財保護委員会にかかるときは問題が鑑業権の中に存在することは非常に少ない場合だと思ひます。ただその中で建築物のごときはございすけれども、これらは十分保護し得ると思ひます。その他は文部省の天然記念物といふのが今文化財に入つておりますから、多少只今のような岩石その他で天然記念物とか特殊な鑑業物であるとか、特殊な地形、地質といふものがなつておりますので、その点では多少關係してゐると思ひますが、その他の建築物以外の文化財には關係のないのじやないかと思ひます。ただこの次までにお調べ頂きたいのは、その中で鑑業採掘よりも、今日その問題が起つておりますのは水力電氣が非常に問題が起つております。水力電氣の電源の湖沼及び湖沼棲息物の保護といふようなものが非常に今問題になつてゐると思ひます。そういう点の關係を次期までに一応御調査頂いてその關係のお取扱ひを伺はせて頂きたいと思ひます。お願いいたしておきます。

○三輪貞治君 鑑業権の取消処分並びにその補償の方法、金額等に対して異議があつた場合、それを民事の裁判によるほか協議会に対して異議の申立をする方法は考慮されておりますかどうか。

○政府委員(川上為治君) その問題につきましては、この法律の改正によりまして土地調整委員会に異議の申立をし得るような途を開くことにしております。従ひまして土地調整委員会におきまして、第一に補償金額がどうかといふような点につきましてはそこで公聴会を開きまして十分に意見を聞いて、そこで調整するといふような途を開くことにいたしております。

○三輪貞治君 この法律の改正の内容と同様の問題について、他の法律によつて鑑業権の取消等が行われた事例がございすか。

○政府委員(川上為治君) 鑑業権の取消といふことじやなくて、先ほど申し上げましたように、文化財の保護法によりまして、文化財の保護委員会が地域を指定いたしますといふと、その地域を文化財とするといふような指定をいたしますといふと、その地域におきましては採掘ができないうようなことに相成るわけでありまして、全く取消を受けたのと同じようなことに相成るわけでありまして、

○三輪貞治君 たしか去年でしたか伊東の問題がありましたので、あれはどういうふうな処分をされて、その

補償等はどういうような法令に従つてされたのか。

○政府委員(川上為治君) 伊東の問題につきましても未だ最後的には解決されておられません。現在その土地調整委員会に裁定を申請されておられまして、土地調整委員会においていろいろ調整をやつてゐるというふうな状況になつております。

○三輪貞治君 それでは当然この法律が改正されればこれによつて処分されるわけですね。

○政府委員(川上為治君) やはりこの法律の改正によりまして、相当その問題につきましても調整するような状況になり得ると考えます。

○三輪貞治君 たしかあのときは、伊東の国際観光都市の特別法、何という法律でしたか、その解釈によつて何か取消ができるような委員会の審議の過程では結論になつたように思つていたんですが、それによつて処分されたのではないのですか。

○政府委員(川上為治君) 指定を受けますという、勢い全然鑑業権は持つておりまして採掘できないというふうなことになるわけでありまして、今度のこの法律改正では温泉資源のほうに支障を生ずというふうな点をほつきりましておられますので、これに基づきまして今後は取消をするということに相成るかと思つております。

○委員長(中川以良君) 委員長からもう一遍伺ひたいのですが、この文化財保護法が立法当時におきましてはこういうような産業関係に重大なる影響がもたらされるということが殆んど考えられなかつたのではないかと思ひます。それは当委員会においても当時

文部委員会とこれらについて合同審議等もしてございまして、その点にやはり思ひざる事柄が、この法律ができた上において生じて来た、こういうふうなところのありまして、当時通産省は文部省との文化財保護法の立法当初において何か御協議になつたものでしょうか。又今この鑑業法の改正について文部省とどういふ御協議をしておられるか、それを承りたいのであります。

○政府委員(川上為治君) 文化財の保護法ができましたときにおきましては、先ほどのような申上げましたが、例えば東北地方の北投石の問題とか或いは九州地方の平尾台の石灰石の問題とか、そういう問題はどちらかと申しますとそれほど予想しないで、比較的小さな文化財と申しますか、地域が相当広く跨つて行われるというふうな問題を余り予想しないでやつたのではないかと、通産省との間におきまして十分な連絡ができて必ずしもいなかつたように聞いておられます、協定が、別に覚書とか、そういうふうなものが残つておられません。できておられます。それから今回の私のほうの鑑業法の改正につきましては十分文部省、或いは文化財保護委員会との連絡はとつて、向うのほうでもこの改正につきましても承知いたしておられます。

○委員長(中川以良君) そういたしますと文化財保護法のほうもこれに相呼応して改正しようという意思が文部当局にありや否や、それはどうでございますか。そうでないとも片手落

のようになつておられるか。

○政府委員(川上為治君) 文部当局と申しますか、先ほども申上げましたようにその委員会は文部省の所管ではあるけれども、そうした方面につきましても一種の独立の権限を持つておりますので、文部省のほうとは特別にこの問題については話はいたしておるわけではございませんが、文化財保護委員会のほうとは、我々のほうとしましてはいろいろ話をしておられますけれども、必ず法律を改正したいというふうな必要は感じます。

○三輪貞治君 先ほど取消処分並びにその補償等についての異議は土地調整委員会においてこれを処理するように言われましたが、この第十五条の第二項における土地調整委員会のこの問題に対する権限と申しますか、これはただ「処分をすべきことを勧告すること」ができる、というふうな書いてありますが、その間ここに出ていない土地調整委員会の法律に従つてその異議の申立を受けけるようなことになつておるのですか。

○政府委員(川上為治君) この先ほど申上げました点につきましては第百八十七條にいろいろ書いてありますが、この条文で土地調整委員会のほうに裁定の申請をなし得るということになつております。

○委員長(中川以良君) 只今お話のあった小倉市の平尾台の問題であります。これは石灰石鑑業権を持つておるこの鑑区であらうと思つておりますが、これは一応小倉市のほうは今の文化財に指定された関係上この鑑業権の取消の申請を土地調整委員会になしておる。然るにもかかわらず土地調整委員会はその後慎重に調査審議の結果、これは申立は却下されております。従つて鑑業権は依然として再確認して持つておるにかかわらず、実際は作業ができませんというふうな現況を呈しておる。これは全く国家意思の分裂ではないかと思つておりますが、この問題はどういうふうになつておるのでございませうか。

○政府委員(川上為治君) 土地調整委員会のほうにおきましては、現行法に基づきましては、取消処分はできないのであります。取消の申請をいたしたとしても、取消の申請をいたしたとしても、それはできないという、現在の法律はそういうふうな建前になつておるからということ、そういうことを言つておるわけでありまして、従いまして今回の法律第三十五條におきましてもはつきりその文化財とか、公園とか、そういうふうなものを入れる。五十三條におきましても同様のその文字を入れますというようにいたしますと、取消の申請をいたしまして、土地調整委員会でそれをいろいろ公聴会を開きまして意見を聞いて、そうしてそれが取消すべきものであるということになります。土地調整委員会は今度の改正法律によりまして、通産省に對しまして鑑業権の取消をしるということをやつて来るわけでありまして、現在に

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑ございませうか。

ちよつとお諮りを申上げますが、この法律案につきまして、お互ひ文化財を尊重すべきことは重々わかつておるので、この辺は私ども大いに文化財保護法に對して尊重の意思を以て進んで行かなければならんと存じますが、ただ鑑業法だけを改正をして、片方の文化財保護法のほうを改正をしないという点に多少疑問もあると存じますので、近い機会に文化財保護委員会の責任者のかたをここに出席を求めまして、いろいろ又御質疑を願ひ、又意見の開陳を願つたらどうかと存じます。如何でございませうか。

○委員長(中川以良君) それではさうに取運ぶことにいたします。それでは本日はこれにて散会いたします。

おきましては、それが土地調整委員会におきましてできませんので、却下になつたということに相成つております。

午後三時六分散会

六月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、武器等製造法案

二、中小企業金融公庫法案

武器等製造法案

武器等製造法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 武器(第三条・第十六条)

第三章 銃銃等(第十七条・第二十条)

第四章 雜則(第二十一条—第三十条)

第五章 罰則(第三十一条—第三十五条)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、武器の製造の事業の事業活動を調整することによつて、国民経済の健全な運行に寄与するとともに、武器及び銃銃等の製造、販売その他の取扱を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

一 銃砲(産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するものを除く。以下同じ)

二 銃砲弾(銃砲用のものをいい、発光又は発煙のために使用されるものを含む。以下同じ)

三 爆発物(破壊、燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用され、且つ、信管により作用する物であつて、産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するものの以外のものをいい、銃砲弾を除く。以下同じ)

四 爆発物を投下し、又は発射する機械器具であつて、政令で定めるもの

五 前各号に掲げる物に類する機械器具であつて、政令で定めるもの

六 もつぱら前各号に掲げる物に使用される部品であつて、政令で定めるもの

この法律において「銃銃等」と

は、左に掲げる物をいう。

一 銃銃

二 捕鯨砲

三 もり銃

四 と殺銃

第二章 武器

(製造の許可)

第三条 武器の製造(改造及び修理を含む。以下同じ)の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする武器の種類を定めて、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条 武器の製造は、前条の許可を受けた者(以下「武器製造事業者」という。)でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造をする場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

第五条 通商産業大臣は、第三条の許可の申請が左の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 当該武器の製造のための設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 当該武器の保管のための設備が通商産業省令で定める要件を備えること。

三 その許可をすることによつて当該武器の製造の能力が著しく過大にならないこと。

四 事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

五 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

イ この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ハ 最近三年以内に、他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が武器製造事業者として不適当な者

ニ 禁治産者

ホ 法人であつて、その業務を行う役員のうちイからニまでの一に該当する者があるもの

第六条 通商産業大臣は、前項の申請が同項各号に適合していないと認めるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(許可の取消)

第六条 通商産業大臣は、武器製造事業者が正当な事由がないのに、一年以内にその事業を開始せず、又は一年以上引き続きその事業を休止したときは、その許可を取り消すことができる。

(承継)

第七条 武器製造事業者について、相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

第八条 前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け

て、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(武器の種類の変更)

第八条 武器製造事業者は、その製造をする武器の種類を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第九条 第五條第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(製造設備及び保管設備)

第九条 武器製造事業者は、当該武器の製造のための設備を第五條第一項第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 武器製造事業者は、当該武器の保管のための設備を第五條第一項第二号の要件を備えるように維持しなければならない。

3 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五條第一項第一号の技術上の基準に適合せず、又は当該武器の保管のための設備が同項第二号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定めて、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

て、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(武器の種類の変更)

第八条 武器製造事業者は、その製造をする武器の種類を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五條第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(製造設備及び保管設備)

第九条 武器製造事業者は、当該武器の製造のための設備を第五條第一項第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 武器製造事業者は、当該武器の保管のための設備を第五條第一項第二号の要件を備えるように維持しなければならない。

3 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五條第一項第一号の技術上の基準に適合せず、又は当該武器の保管のための設備が同項第二号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定めて、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

第十条 武器製造事業者は、当該武器の製造のための設備であつて、通商産業省令で定めるものを新設し、増設し、又は改造しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五條第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(保管規程)

第十一条 武器製造事業者は、当該武器の保管について保管規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、保管規程が当該武器の亡失又は盗難の防止に相当であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3 武器製造事業者及びその従業者は、保管規程を守らなければならない。

(工場等の移転)

第十二条 武器製造事業者は、その工場又は事業場を移転しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五條第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(事業の廃止の届出)

第十三条 武器製造事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の失効)

第十四条 武器製造事業者がその事業を廃止したときは、許可は、その効力を失う。

(許可の取消等)

第十五条 通商産業大臣は、武器製造事業者が左の各号の一に該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五條第一項第五号イからホまでの一に該当するに至つたとき。

二 第八条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第二十一条第一項の条件に違反したとき。

四 不正な手段により武器の製造の事業の許可を受けたとき。

(契約の届出)

第十六条 武器を譲渡し、又は武器の製造を請け負い、若しくはその委託を受ける契約を締結しようとする者は、あらかじめ、譲渡の対価又は請負若しくは委託の報酬、引渡の期日その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。但し、武器製造事業者に対しその製造をする武器の材料、部品若しくは付属品たる武器を譲渡し、又はその材料、部品若しくは付属品たる武器の製造を請け負い、若しくはその委託を受ける契約及び武器を販売しようとする者に対しその販売する武器を譲渡し、又はその製造を請け負い、若しくはその委託を受ける契約については、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により届出があつた事項が著しく不当であつて、国民経済の健全な運行に支障を生ずると認めるときは、その届出をした者に対し、戒告することができる。

第三章 銃銃等

(製造の許可)

第十七条 銃銃等の製造の事業を行うおととする者は、工場又は事業場

第十一節

通商産業委員会会議録第五号

昭和二十八年六月二十二日

【参議院】

九

ごとに、その製造をする銃銃等の種類を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 第五条第一項第二号及び第五号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十八条 銃銃等の製造(修理を除く。以下この条において同じ。)は、前条第一項の許可を受けた者(以下「銃銃等製造事業者」という。)でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造をする場合において、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(販売の事業の許可)

第十九条 銃銃等の販売の事業を行うおととする者は、店舗ごとに、その販売する銃銃等の種類を定め、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、銃銃等製造事業者がその製造に係る銃銃等をその工場又は事業場において販売する場合は、この限りでない。

2 第五条第一項第二号及び第五号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第二十条 第六条から第八条まで、第九条第二項及び第三項並びに第十二条から第十五条までの規定は、銃銃等の製造又は販売の事業に準用する。この場合において、第六条、第七条第二項、第八条第一項、第九条第三項、第十二条第一項、第十三条及び第十五条中「通商産業大臣」とあるのは、都道府県

知事」と、第八条第二項中「第五

条第一項第一号から第四号まで」とあり、第十二条第二項中「第五条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第五条第一項第二号」と読み替へるものとする。

第四章 雑則

(許可の条件)

第二十一条 第三条、第八条第一項(前条において準用する場合を含む。)、第十条第一項、第十二条第一項(前条において準用する場合を含む。)、第十七条第一項又は第十九条第一項の許可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、且つ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(国に対する適用)

第二十二条 この法律の規定は、第二十七条及び第五章の規定を除き、国に適用があるものとする。但し、国の職員が法令に基き職務のために所持し、又は使用する武器の修理の事業を行う場合については、この限りでない。

2 前項の場合において、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替へるものとする。

(帳簿)

第二十三条 武器製造事業者、銃銃等製造事業者及び第十九条第一項の許可を受けた者(以下「銃銃等販売事業者」という。)は、帳簿を

備え、武器(火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第二条第三号の火工品たるものを除く。第二十六条において同じ。)の製造又は銃銃等の製造若しくは販売について、通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(報告の徴収)

第二十四条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、武器製造事業者、銃銃等製造事業者又は銃銃等販売事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第二十五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、武器製造事業者、銃銃等製造事業者又は銃銃等販売事業者の工場、事業場、店舗、事務所又は倉庫に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 警察官、警察吏員又は海上保安官は、人の生命、身体若しくは財産の保護又は公共の安全の保持のため特に必要があるときは、武器製造事業者、銃銃等製造事業者又は銃銃等販売事業者の武器又は銃銃等を保管する場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解

釈してはならない。

(事故届)

第二十六条 武器製造事業者、銃銃等製造事業者又は銃銃等販売事業者は、その所有し、又は占有する武器又は銃銃等を失ひ、又は盗まれたときは、遅滞なく、その旨を警察官、警察吏員又は海上保安官に届け出なければならない。

(手数料)

第二十七条 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額の手料を納めなければならない。

納付しなければならない者	金額
一 第三条の許可を受けようとする者	二万円
二 第八条第一項の許可を受けようとする者	一万円
三 第十条第一項の許可を受けようとする者	五千元
四 第十二条第一項の許可を受けようとする者	一万円
五 第十七条第一項の許可を受けようとする者	六千元
六 第十九条第一項の許可を受けようとする者	四千元
七 第二十条において準用する第八條第一項又は第十二條第一項の許可を受けようとする者	三千元

2 前項の手数料は、第三条、第八条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の許可を受けようとする者の納付するものについては、国庫の、その他の者の納付するものについては、当該都道府県の収入とする。

(通商産業大臣と公安委員会との関係等)

第二十八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条、第四条但書、第八条第一項若しくは第十二条第一項（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）の規程において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理し、又は第六條若しくは第十五条（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）の規定により許可の取消をしたときは、政令で定める区分に従い、その旨を国家公安委員会、都道府県公安委員会、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会又は海上保安庁長官に通報しなければならない。

2 警察官、警察吏員又は海上保安官は、第二十六条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に通報しなければならない。

(職制)

第二十九条 行政庁は、第六条又は第十五条（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間において予告した上、公開による職問を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 職問に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べ機会を与えなければならない。

(不服の申立)

第三十条 この法律の規定による行政庁の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、当該行政庁に不服の申立をすることができ、

2 行政庁は、前項の不服の申立があつたときは、前条の例により公開の職問をした後、文書をもつて決定をし、その旨を不服の申立をした者に送付しなければならない。

第五章 罰則

第三十一条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反した者

二 第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 第十七条第一項の許可を受けないうで銃銃等の修理の事業を行つた者

四 第十八条の規定に違反した者

五 第十九条第一項の許可を受けないうで銃銃等の販売の事業を行つた者

第三十二条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第一項の許可を受けないうでその製造をする武器の種類を変更した者

二 第九条第三項の規定による設備の修理又は改造の命令に違反した者

三 第十条第一項の許可を受けないうで設備を新設し、増設し、又は改造した者

四 第十一条第一項の認可を受けないうで武器の製造の事業を行つた者

五 第十二条第一項の許可を受けないうでその工場又は事業場を移転した者

六 第二十条において準用する第八条第一項の許可を受けないうでその製造をし、又は販売する銃銃等の種類を変更した者

七 第二十条において準用する第十二条第一項の許可を受けないうでその工場若しくは事業場又は店舗を移転した者

第三十三条 第十六条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項若しくは第十三条（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）又は第二十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十三条の規定による事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者

三 第二十四条の規定に基く政令の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十五条第一項又は第二項の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金を科する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において政令で定める。

2 この法律の施行の際、現に武器若しくは銃銃等の製造又は銃銃等の販売の事業を行つてゐる者は、第三条、第十七条第一項又は第十

九条第一項の許可を受けなくても、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、武器製造事業者、銃銃等製造事業者又は銃銃等販売事業者とみなす。これらの者がその期間内に第三条、第十七条第一項又は第十九条第一項の許可を申請した場合においては、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三十六号の次の一号を加える。

三十六の二 武器の製造の事業を許可すること。

第十条第一号中「航空機」を「航空機」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 武器の製造の事業の許可に關すること。（輕工業局の所掌に係ることを除く。）

第二十五条第一項の表中

航空機生産審議会 航空機及びその関連機器の生産に關する重要事項を調査審議すること

航空機生産審議会 航空機及びその関連機器の生産に關する重要事項を調査審議すること

武器生産審議会 武器の生産に關する重要事項を調査審議すること

銃砲刀剣類所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の四号を加える。

五 武器等製造法（昭和二十八年法律第 号）の武器製造

航空機生産審議会		航空機及びその関連機器の生産に關する重要事項を調査審議すること
航空機生産審議会		航空機及びその関連機器の生産に關する重要事項を調査審議すること
武器生産審議会		武器の生産に關する重要事項を調査審議すること
銃砲刀剣類所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。		事業者、銃銃等製造事業者、同法第四条但書若しくは第十七条但書の許可を受けた者又はこれらの者の使用人（当該武器製造事業者、当該銃銃等製造事業者又は当該許可を受

けた者があらかじめ、その住所を管轄する公安委員会（都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会をいう。以下同じ。）に届け出たものに限り、（がその製造に係るもの（銃銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、銃銃等販売事業者又は次条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限り。）を業務のため所持するとき。

六 武器等製造法の銃銃等販売事業者又はその使用人（当該銃銃等販売事業者があらかじめ、その住所を管轄する公安委員会に届け出たものに限り、（が銃銃等製造事業者、銃銃等販売事業者若しくは次条の規定による許可を受けて所持する者から譲り受けたもの又は当該銃銃等販売事業者が輸入したものを業務のため所持するとき。

七 文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類の製作をする者がその製作をしたものを研まの完了の日から三十日間所持するとき。

八 その住所を管轄する都道府県知事に届け出て捕鯨用標識銃、救命索発射銃又は救命用信号銃の製造をする者がその製造に係るものを製造の完了の日から三十日間所持するとき。

第三十条中（都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区

公安委員会をいう。以下同じ。）を削る。

第六條の次に次の一条を加える。

第六條の二 第三條の規定による許可を受けて銃銃所持する者が当該許可に係る銃銃を武器等製造法の銃銃等販売事業者に譲り渡す場合においては、当該許可証とともにしなければならぬ。この場合においては、前条第一項第一号の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、銃銃等販売事業者は、すみやかに、当該許可証に、譲渡人の譲渡承認書を添えて、その店舗の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

第二十九條第一号中「第六條第一項、」の下に「第六條の二第二項、」を加える。

中小企業金融公庫法案

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 役員及び職員（第九条—第十八条）
- 第三章 業務（第十九条—第二十二條）
- 第四章 会計（第二十三条—第二十九條）
- 第五章 監督（第三十条—第三十二条）
- 第六章 補則（第三十三条—第三十五条）
- 第七章 罰則（第三十六条—第三十八條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、左に掲げるものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三十人、鉱業を主たる事業とする事業者については十人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの

二 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

三 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの（前二号に掲げるものを除く。）

四 調整組合及び調整組合連合会（法人格）

第三条 中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、法人とする。

第四条 公庫は、主たる事務所を東京に置く。

2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）
第五条 公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金百億円と第三十三條第六項の規定により政府の産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

（登記）
第六条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）
第七条 公庫でない者は、中小企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

（民法の準用）
第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（代表権の制限）の規定は、公庫に準用する。

第二章 役員及び職員
（役員）
第九条 公庫に、役員として、總裁一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）
第十条 總裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、總裁が定めるところにより、總裁を補佐して公庫の業務

を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のとときはその職務を行う。

3 監事は、公庫の業務を監査する。

（役員の任命）
第十一条 總裁及び監事は、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。

2 理事は、總裁が主務大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）
第十二條 總裁、理事及び監事の任期は、四年とする。

2 總裁、理事及び監事は、再任されることができる。

（役員欠格事項）
第十三條 左の各号の一に該当する者は、總裁、理事又は監事となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）又は地方公共団体の議会の議員

二 政党的役員
（役員兼職禁止）
第十四條 總裁、理事及び監事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）
第十五條 公庫と總裁との利益が相反する事項については、總裁は、代表権を有しない、この場合は、監事が公庫を代表する。

（代理人の選任）
第十六條 總裁は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の業務の一

部に關し一切の裁判上又は裁判外
の行為をする権限を有する代理人
を選任することができる。

(役員及び職員)の地位)

第十七条 公庫の役員及び職員は、
刑法(明治四十年法律第四十五号)
その他の罰則の適用については、
法令により公務に従事する職員と
みなす。

(退職手当)

第十八条 公庫は、役員及び職員に
對する退職手当の支給の基準を設
けようとするときは、あらかじめ
主務大臣の承認を受けなければな
らない。これを變更しようとする
ときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公庫は、第一条に掲げる
目的を達成するため、中小企業者
に對する貸付の業務を行う。

2 公庫は、前項に掲げる業務の
外、第三十三条第一項の規定によ
り承継した権利義務の処理に關す
る業務を行うことができる。

(業務の委託等)

第二十条 公庫は、主務大臣の認可
を受けて、金融機關に對し、その
業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を
受けた金融機關(以下「受託者」と
いう)の役員又は職員であつて、
当該委託業務に従事する者は、刑
法その他の罰則の適用について
は、法令により公務に従事する職
員とみなす。

(業務の方法)

第二十一条 公庫は、業務開始の

際、業務の方法を定め、主務大臣
の認可を受けなければならない。
これを變更しようとするときも、
同様とする。

2 前項の業務の方法には、左の事
項を定めておかなければならな
い。

一 貸付金の使途、貸付の相手
方、利率、償還期限、据置期
間、貸付金額の限度、償還の方
法、担保に關する事項等貸付に
關する業務の方法

二 業務委託の基準

(事業計画及び資金計画)

第二十二条 公庫は、四半期ごと
に、事業計画及び資金計画を作成
し、主務大臣の認可を受けなけれ
ばならない。これを變更しようと
するときも、同様とする。

第四章 會計

(予算及び決算)

第二十三条 公庫の予算及び決算に
關しては、公庫の予算及び決算に
關する法律(昭和二十六年法律第
九十九号)の定めるところによ
る。

(国庫納付金)

第二十四条 公庫は、毎事業年度の
損益計算上利益金を生じたとき
は、これを翌事業年度の五月三十
一日までに国庫に納付しなければ
ならない。

2 前項の規定による国庫納付金
は、同項に規定する日の属する會
計年度の前年度の政府の歳入とす
る。

3 第一項の利益金の計算の方法並
びに同項の規定による国庫納付金

納付の手續及びその帰属する會計
については、政令で定める。

(借入金)

第二十五条 公庫は、主務大臣の認
可を受けて、政府から資金の借入
をすることができる。

2 政府は、公庫に對して資金の貸
付をすることができる。

3 前項の貸付金については、利息
を免除し、又は通常の条件より公
庫に有利な条件を附することがで
きる。

4 第一項に規定する場合を除く
外、公庫は、資金の借入をしては
ならない。

(余裕金の運用等)

第二十六条 公庫は、左の方法によ
る外、業務上の余裕金を運用して
はならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫
以外に預託してはならない。

(資金の交付)

第二十七条 公庫は、業務を行つた
め必要があるときは、受託者に對
し貸付に必要な資金を交付するこ
とができる。

(會計帳簿)

第二十八条 公庫は、主務大臣が定
めるところにより、業務の性質及
び内容並びに事業の運営及び経理
の状況を適切に示すため必要な帳
簿を備えなければならない。

(會計検査の検査)

第二十九条 會計検査院は、必要が
あると認めるときは、受託者につ
き、当該委託業務に係る會計を検
査することができる。

第五章 監督

(監督)

第三十条 公庫は、主務大臣が監督
する。但し、公庫を当事者又は参
加人とする訴訟については、法務
大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行す
るため必要があると認めるとき
は、公庫に對して業務に關し監督
上必要な命令をすることができる。

(役員の解任)

第三十一条 主務大臣は、公庫の役
員が第十三条各号の一に該当する
に至つたときは、これを解任しな
ければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が左の
各号の一に該当するに至つたとき
は、これを解任することができる。

一 この法律又はこの法律に基く
命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪判決の言
渡を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執る
ことができないとき。

3 主務大臣は、總裁又は監事を前
項第一号又は第四号の規定により
解任しようとするときは、内閣の
承認を得なければならない。

(報告及び検査)

第三十二条 主務大臣は、この法律
を施行するため必要があると認め
るときは、公庫若しくは受託者に
對して報告をさせ、又はその職員
に公庫若しくは受託者の事務所に
立ち入り、業務の状況若しくは帳
簿書類その他必要な物件を検査さ

せることができる。但し、受託者
に對しては、当該委託業務の範圍
内に限る。

2 前項の規定により立入検査をす
る職員は、その身分を示す証票を
携帯し、關係人に呈示しなければ
ならない。

3 第一項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解してはならない。

第六章 補則

(日本開發銀行からの中小企業者
に對する貸付に係る債権等の承
継)

第三十三条 日本開發銀行が政府の
米國対日援助見返資金特別會計及
び復興金融公庫から承継した中小
企業者に對する貸付に係る債権並
びに日本開發銀行の中小企業者に
對する貸付に係る債権であつて、
政令で定めるもの並びにこれらに
附隨する権利義務は、政令で定め
るところにより、公庫が承継する
ものとする。

2 日本開發銀行が政府の米國対日
援助見返資金特別會計から承継し
た中小企業者に對する貸付に係る
債権及びこれに附隨する権利義務
を、前項の規定により公庫が承継
したときは、日本開發銀行法(昭
和二十六年法律第八号)第四十
九条の二第二項の規定による政府
の貸付金のうち、公庫が承継した
債権のその承継の日における帳簿
価額の合計額に相當する金額が、
その承継の日において日本開發銀
行から政府の産業投資特別會計に
返済されたものとし、その返済さ

れたものとされた貸付金の額に相当する金額が、その承継の日において同特別会計から公庫に対し貸し付けられたものとする。

3 日本開発銀行が復興金融公庫から承継した中小企業者に対する貸付に係る債権及び日本開発銀行が昭和二十八年三月三十一日までに行つた中小企業者に対する貸付に係る債権並びにこれらに附随する権利義務を、第一項の規定により公庫が承継したときは、その承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、その承継の日において日本開発銀行から公庫に対し貸し付けられたものとする。

4 公庫は、毎事業年度、第二項の政府の貸付金及び前項の日本開発銀行の貸付金に対し、政令で定めるところにより、利息を支払わなければならない。

5 公庫は、日本開発銀行が昭和二十八年四月一日以後に行つた中小企業者に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を、第一項の規定により承継したときは、その承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額を、政令で定めるところにより、日本開発銀行に支払わなければならない。

6 第二項の規定による政府の貸付金は、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、当該時期

において政府の産業投資特別会計から公庫に対し出資されたものとする。

(商工組合中央金庫に対する貸付)

第三十四条 政府の一般会計が昭和二十七年十二月二十六日に行つた商工組合中央金庫に対する貸付金は、公庫の成立の日において返済されたものとなるものとし、その貸付金の額に相当する金額が、その成立の日において一般会計から公庫に出資されたものとする。

2 前項の規定により政府の一般会計から出資があつたものとされた金額は、公庫の成立の日において公庫から商工組合中央金庫に対し貸し付けられたものとする。

3 商工組合中央金庫は、前項の貸付金に対し、政令で定めるところにより、利息を支払わなければならない。

4 商工組合中央金庫は、公庫の成立の日から二年をこえない期間内において政令で定める日までに、第二項の貸付金を返済しなければならない。

(主務大臣)
第三十五条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び大蔵大臣とする。

第七章 罰則

第三十六条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。
三 第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十六条の規定に違反して業務上の余剰金を運用し、又は現金を国庫以外に預託したとき。
五 第三十条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十八条 第七条の規定に違反して中小企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、政府に対し資本金の払込の請求をしなければならない。

4 資本金の払込があつた日(資本金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込があつた日)において、設立委員は、その

事務を公庫の総裁に引き継がなければならない。

5 総裁は、前項の事務の引継を受けた日において、設立の登記をしなければならない。

6 公庫は、設立の登記をすることによつて成立する。

7 米国対日援助見返資金特別会計法(昭和二十四年法律第四十号)が廃止されるまでの間は、第五条中「産業投資特別会計」とあるのは「米国対日援助見返資金特別会計」と、第三十三条第二項中「政府の産業投資特別会計」とあるのは「同特別会計」と、同条第六項中「産業投資特別会計」とあるのは「米

国対日援助見返資金特別会計」と読み替へるものとする。
8 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条中第二号ノ五及び第二号ノ六をそれぞれ第二号ノ六及び第二号ノ七とし、第二号ノ四の次に次の一号を加える。

二ノ五 中小企業金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録
9 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中第五号ノ四を第五号ノ五とし、第五号ノ三の次に次の一号を加える。

五ノ四 中小企業金融公庫ノ発スル証書、帳簿
10 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「及び農林漁業金融公庫」を、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫に改める。

11 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「農林漁業金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加える。
12 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第五号の次に次の一号を加える。
五の二 中小企業金融公庫に関すること。

13 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「国民金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加え、同条第二項中「第二号から第五号まで及び第七号から第九号まで」を「第二号から第九号まで」に改める。

14 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「農林漁業金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加える。

15 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

16 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百四十三条第三号中「農林漁業金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加える。

17 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び農林漁業金融公庫」を「農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫」に改める。

六月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、渇水期における中小企業者への電力確保の請願（第七七七号）

一、ガス事業法改正に関する陳情（第二一九号）

一、自動自転車整備に関する陳情（第一四〇号）

第七七七号 昭和二十八年六月十一日受理

渇水期における中小企業者への電力確保の請願

請願者 新潟県議會議長 児玉龍太郎外七名

紹介議員 北村 一男君

近時わが国の電源開発の進捗よくつれて電力の供給は逐次増大しつつあるが、従来の割当方式では渇水期の使用制限は解消するとは思われず、中小企業者の使用制限の行われる都度手痛い打撃をこうむっているから、昭和二十八年度の電力割当方式において三千キロワット以上の大口需要者で電力使用に弾力性のある業種に対しては出水率の増減に応じ需量を加減し、もつて中

小企業者に対する電力を確保せられたとの請願。

第一二九号 昭和二十八年六月十一日受理

ガス事業法改正に関する陳情

陳情者 岐阜県知事 武藤嘉門

近くガス事業法が改正される趣であるが、ガス事業の堅実な経営と一般公共の利益を確保するため都道府県知事の適正なる監督および指導が必要であるから、（一）旧ガス事業法施行規則第二十七条および第五十三条の三項の規定を存続すること、（二）保安取締上現に都道府県知事の有する監督権限を削除または減少しないこと、（三）ガスの成分、熱量および圧力について監督の権限を都道府県知事に附与すること、（四）ガス器具による災害事故に対する取締上の措置を規定しその権限を都道府県知事に附与すること等の事項を改正法に設けられたいとの陳情。

第一四〇号 昭和二十八年六月十二日受理

自動自転車整備に関する陳情

陳情者 滋賀県甲賀郡水口町甲賀

郡輪業商工業協同組合理事長 西村初蔵

最近わが国産業界においては、自由公正競争と生産増強に名をかり粗製濫造品が市場にあふれ、国家産業の円満な発達を阻害する結果となつてゐるが、その中でも自動自転車においてはその弊害の特にはなはだしいものがあるから、自動自転車の整備ならびに機能能力の整備車体検査の施行等についての整備措置を講ぜられたいとの陳情。